

京都市上下水道局告示第27号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成17年10月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 届出業者名等

京都市西京区上桂北ノ口町237番地

株式会社東郷設備

代表取締役 東郷清司

2 変更事項（営業所の変更）

指定営業所所在地を京都市西京区上桂前川町78番地の3から京都市西京区上桂北ノ口町237番地に変更

3 指定期間

平成17年10月31日から平成21年3月31日まで

（上下水道局下水道部管理課）